

臨時株主総会招集ご通知における  
インターネット開示事項

財産及び損益の状況  
主要な事業内容  
主要な事業所及び工場  
使用人の状況  
主要な借入先の状況  
その他企業集団の現況に関する重要な事項  
株式の状況  
新株予約権等の状況  
会計監査人の状況  
業務の適正を確保するための体制及びその運用状況  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表  
株主資本等変動計算書  
個別注記表  
連結計算書類に係る会計監査報告 謄本  
第11期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

オンキヨーホームエンターテイメント株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

## 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第8期 (2018年3月期)	第9期 (2019年3月期)	第10期 (2020年3月期)	第11期 (2021年3月期)
売上高	51,533	43,836	21,808	8,873
経常損失(△)	△1,947	△1,676	△5,668	△4,317
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	△3,426	34	△9,880	△5,869
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失(△)	△35円95銭	1円62銭	△293円20銭	△41円77銭
総資産	31,671	21,003	9,789	6,214
純資産	2,701	2,572	△3,355	△2,345
1株当たり純資産額	21円43銭	98円84銭	△62円56銭	△6円42銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除)に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 当社は、2020年7月22日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第9期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)、1株当たり純資産額を算定しております。
3. 第11期の状況は、「I. 1. (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## 主要な事業内容(2021年3月31日現在)

当社グループは、次の製品の製造・販売を主な事業とし、これに付帯する一切の業務を営んでおります。

事業セグメント	主 な 製 品 等
A V 事業	オーディオ・ビジュアル関連製品
デジタルライフ事業	ヘッドホン関連製品、電話機、音楽配信等のコンテンツ、食事トレーニングアプリ
O E M 事業	車載用スピーカー、家電用スピーカー、スピーカー部品、アンプ等オーディオ製品、オーディオ・パソコン等のカスタマーサポート及び修理

## 主要な事業所及び工場（2021年3月31日現在）

	名 称	所 在 地
当 社	本社	大阪府東大阪市
	東京オフィス	東京都墨田区
子 会 社	オンキヨーサウンド株式会社	本社：大阪府東大阪市
	オンキヨー株式会社	本社：大阪府東大阪市
	オンキヨー&パイオニア マーケティングジャパン株式会社	本社：東京都墨田区
	オンキョースポーツ株式会社	本社：東京都墨田区
	Pioneer & Onkyo U.S.A. Corporation	アメリカ カリフォルニア州
	Pioneer & Onkyo Europe GmbH	Head Office：ドイツ バイエレン州
	Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.	本社：中国 香港
	安橋(上海)商貿有限公司	中国 上海
	ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD.	マレーシア セランゴール州
	上海安橋電子有限公司	中国 上海
	広州安橋音響有限公司	中国 広州 台湾
	Minda Onkyo India Private Limited	インド ニューデリー

## 使用人の状況（2021年3月31日現在）

### (1) 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,161 (84) 名	27名増 (197名減)

- (注) 1. 使用人数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員数を外数で記載しております。
2. 臨時雇用者には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の使用人を含み、派遣社員を除いております。

### (2) 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
146(37)名	7名減(9名減)	46.0歳	20.2年

- (注) 1. 使用人数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員数を外数で記載しております。
2. 臨時雇用者には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の使用人を含み、派遣社員を除いております。
3. 平均勤続年数の算定にあたっては、参考として当社グループにおける勤続年数を通算しております。

## 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
A m B a n k ( M ) B e r h a d	380百万円
オーエス・ホールディング株式会社	104百万円

## その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、2013年度より経常損失が継続しており、当連結会計年度においても43億17百万円の経常損失を計上しております。また、取引先に対する営業債務の支払遅延が当連結会計年度末現在で48億52百万円（前連結会計年度末64億68百万円）存在していることに加え、当連結会計年度末において23億45百万円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を早期に解消するため、デット・エクイティ・スワップや包括的株式発行プログラム（“STEP”）による資本増強に加え、株主総会決議の承認をもってEVO FUNDを割当予定先として株式の有利発行や議決権のない種類株式の発行等により2021年3月末までに債務超過を解消し上場廃止を回避することを目指してまいりました。

しかし、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の行使について、EVO FUNDとして、最終的にその行使をしない判断をされ、2021年3月31日付「2021年3月期通期連結業績予想の公表及び純資産の状況並びに営業外費用及び特別損失計上見込みに関するお知らせ」にて公表しましたとおり、債務超過を解消する事が出来ない見通しとなり、東京証券取引所ジャスダック市場の上場廃止基準に抵触することとなりました。

上場廃止の見込みになったことを受け、当社は事業継続のためにあらゆる選択肢の検討を開始いたしました。その中で、昨年より当社米国販売代理店となった11 Trading Company LLCの親会社であるVOXX International Corporation及び当社との合弁工場であるS&O Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.を通じて以前より取引のあったシャープ株式会社と本譲渡に関する協議を行いました。両社とは、ホームAV事業のビジネスにおいて、既に当社と協力関係にあり、事業譲渡のパートナーとして、適任であると判断し、本譲渡の正式契約締結に向けた基本合意書締結を2021年6月25日に開催された当社定時株主総会で決議されました。

譲渡価額は33億23百万円を予定しており、これにより債務超過は解消する予定となっております。今後、残存する事業においても協業先やスポンサーを継続して探すとともに、構造改革やスリム化、外部費用の内製化、オフィス及び倉庫の省スペース化などによるコスト削減を早期に実現し、小規模でも確実に収入を確保できる体制を整えてまいります。遅延している営業債務の弁済は、製品バンダーを中心に一部相手先の債権放棄、債権減額交渉を進めており、一刻も早い債務の完済及び企業としての正常な事業運営のために、最大限の努力を尽くしてまいります。

以上のような改善施策の実行により、グループ全体での合理化や各事業の選択と集中を進め、収益力及び財務体質の改善を図ってまいります。また、2021年8月1日より上場廃止となり、市場から資金調達ができなくなります。なお、今後の資金調達については現時点での計画であり、関係機関の状況に左右される部分があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を当連結財務諸表に反映しておりません。

## 株式の状況（2021年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	普通株式	550,000,000株
	A種類株式	2,500株
	B種類株式	2,500株
	C種類株式	7,500株

(注) 当社の発行可能株式総数は、それぞれ普通株式550,000,000株、A種類株式2,500株、B種類株式2,500株、C種類株式7,500株となっております。なお、合計では550,012,500株となりますが、発行可能株式総数は550,000,000株とする旨定款に規定しております。

(2) 発行済株式の総数	普通株式	382,768,294株
		(自己株式94,161株を含む)
	C種類株式	2,157株

(注) 2020年4月13日を払込期日とする第三者割当による募集新株式の発行、2020年1月17日に発行した第8回新株予約権の新株予約権行使、2020年6月5日を払込期日とする第三者割当による募集新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））、2020年7月22日効力発生での普通株式5株を1株に株式併合、2020年8月27日を払込期日とする第三者割当による募集新株式の発行、2020年9月16日を払込期日とする第三者割当による募集新株式の発行、2020年10月20日を払込期日とする第三者割当による募集新株式の発行、2020年11月9日を払込期日とする第三者割当による募集新株式の発行、2021年1月28日に発行した第10回新株予約権の新株予約権行使、2021年3月30日を払込期日とする第三者割当による募集新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））により、発行済株式の総数は普通株式108,436,623株及びC種類株式2,157株増加しております。

(3) 株主数	普通株式	70,864名
	C種類株式	12名

## (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
松村達也	3,000千株	0.78%
auカブコム証券株式会社	2,569千株	0.67%
GMOクリック証券株式会社	2,345千株	0.61%
北村富雄	2,170千株	0.57%
新井三代子	2,045千株	0.53%
増田剛	2,000千株	0.52%
三澤義満	2,000千株	0.52%
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY	1,716千株	0.45%
服部明	1,547千株	0.40%
西尾将志	1,500千株	0.39%

(注) 持株比率は自己株式（94,161株）を控除して計算しております。

## 新株予約権等の状況

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項  
会社法に基づく新株予約権及び新株予約権付社債に関する事項は、次のとおりであります。  
①会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

## 第8回新株予約権

決議年月日	2019年12月27日
新株予約権の総数	1,500,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の総数は150,000,000株（新株予約権1個当たり100株）とする。（注1）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり金2.8円
新株予約権の払込期日	2020年1月17日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初28円（注2）（注3）（注6（2））
新株予約権の行使期間	2020年1月20日から 2022年1月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格（注4） 資本組入額（注5）
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

## (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は150,000,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株）とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するもの

とする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

## 2. 行使価額の修正

(1) 修正日(本新株予約権の各行使請求の効力発生日)における修正日価額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

(2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

## 3. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、(注)3.(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① (注)3.(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(注)3.(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は(注)3.(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(但し、第9回新株予約権を除く。)若しくは新株予約権付社債(但し、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債を除く。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに(注)3.(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式

を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ (注) 3. (2)①乃至(注) 3. (2)③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、(注) 3. (2)①乃至(注) 3. (2)③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第8回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 0.1円未満の端数を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、(注) 3. (2)⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、(注) 3. (2)②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) (注) 3. (2) の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) (注) 3. (2)の規定にかかわらず、(注) 3. (2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注) 2. に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) (注) 2. 及び(注) 3. に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、(注) 3. (2)⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
6. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新

株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は150,000,000株、割当株式数((注)1.に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」欄に定義する。)が修正されても変化しない(但し、(注)1.に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
  - (2) 行使価額の修正の基準及び頻度
    - ① 修正の基準  
本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の小数第2位を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。
    - ② 修正の頻度  
(注)6.(2)①に記載に従い修正される。
  - (3) 行使価額の下限及び割当株式数の上限
    - ① (注)6.(2)①にかかわらず、(注)6.(2)①に基づく修正後の行使価額が15.5円を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
    - ② 割当株式数の上限150,000,000株(2019年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は95.59%)
  - (4) 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている。
  - (5) 権利の行使に関する事項についての割当先との間の取決めの内容  
金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、割当先との間で買取契約を締結しております。
  - (6) 当社の株券の売買に関する事項についての割当先との間の取決めの内容  
該当事項はありません。
  - (7) 当社の株券の貸借に関する事項についての割当先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容  
本新株予約権の発行に伴い、当社大株主であるオーエス・ホールディング株式会社及び大脇直人はそれぞれ、1,725万株及び400万株を上限として、その保有する当社普通株式について、割当先への貸株(利率:3%、貸借期間:2019年12月27日~2023年1月31日)を行っております。  
割当先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付けを除き、本件に関わる空売りを目的とする当社普通株式の借株は行いません。
7. 本新株予約権は378,000個の新株予約権行使が完了し、未行使新株予約権942,000個となっておりますが、2020年6月4日に本新株予約権の全部を取得及び消却いたしました。

第9回新株予約権

決議年月日	2019年12月27日
新株予約権の総数	100,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の総数は10,000,000株（新株予約権1個当たり100株）とする。（注1）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり金6.5円
新株予約権の払込期日	2020年1月17日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初28円（注2）（注3）（注6（2））
新株予約権の行使期間	2020年1月20日から 2023年1月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格（注4） 資本組入額（注5）
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は10,000,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株)とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 行使価額の修正

(1) 修正日(割当日の翌日(当日を含む。))から起算して、6ヶ月が経過する日毎に修正される。行使価額の修正基準に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。))から起算して6ヶ月後の応当日(応当日が存在しない場合には、翌月の当初日)における修正日価額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

(2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

3. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、(注)3.(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。))をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① (注)3.(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際し

て払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(注)3.(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は(注)3.(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（但し、第9回新株予約権を除く。）若しくは新株予約権付社債（但し、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債を除く。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに(注)3.(4)②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ (注)3.(2)①乃至(注)3.(2)③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、(注)3.(2)①乃至(注)3.(2)③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第9回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
  - ① 0.1円未満の端数を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、(注)3.(2)⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、(注)3.(2)②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の

有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) (注) 3. (2) の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) (注) 3. (2)の規定にかかわらず、(注) 3. (2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注) 2. に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

(7) (注) 2. 及び(注) 3. に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、(注) 3. (2)⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

#### 4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

#### 5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 6. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は10,000,000株、割当株式数((注) 1. に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」欄に定義する。)が修正されても変化しない(但し、(注) 1. に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

#### (2) 行使価額の修正の基準及び頻度

##### ① 修正の基準

本新株予約権の行使価額は、割当日の翌日(当日を含む。)から起算して、6ヶ月が経過する日毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して6ヶ月後の応当日(応当日が存在しない場合には、翌月の当初日とする)に、直前取引日の東証終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の小数第2位を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

##### ② 修正の頻度

(注) 6. (2)①の記載に従い修正される。

#### (3) 行使価額の下限及び割当株式数の上限

- ① (注) 6. (2)①にかかわらず、(注) 6. (2)①に基づく修正後の行使価額が15.5円を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
- ② 割当株式数の上限10,000,000株(2019年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は6.37%)

(4) 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている。

(5) 権利の行使に関する事項についての割当先との間の取決めの内容

金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、割当先との間で買取契約を締結しております。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての割当先との間の取決めの内容  
該当事項はありません。

(7) 当社の株券の貸借に関する事項についての割当先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、当社大株主であるオーエス・ホールディング株式会社及び大脇直人はそれぞれ、1,725万株及び400万株を上限として、その保有する当社普通株式について、割当先への貸株（利率：3%、貸借期間：2019年12月27日～2023年1月31日）を行っております。

割当先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付けを除き、本件に関わる空売りを目的とする当社普通株式の借株は行いません。

7. 本新株予約権は2021年3月31日時点において、未行使新株予約権100,000個となっております。

#### 第10回新株予約権

決議年月日	2021年1月27日
新株予約権の総数	2,400,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の総数は240,000,000株（新株予約権1個当たり100株）とする。（注1）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり金0.1円
新株予約権の払込期日	2021年1月28日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	5円
新株予約権の行使期間	2021年1月29日から 2022年1月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格（注3） 資本組入額（注4）
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は240,000,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株）とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

#### 2. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、(注) 2. (2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により算出される額又は(注) 2. (2)に掲げる各事由（但し、(注) 2. (2)②の事由を除く。）により、行使価額の調整が行われる場合の1株当たりの払込金額のうち、いずれか低い価額に行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① (注) 2. (4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(注) 2. (4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は(注) 2. (4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに(注) 2. (4)②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ (注) 2. (2)①乃至(注) 2. (2)③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、(注) 2. (2)①乃至(注) 2. (2)③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権の新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
  - ① 円位未満小数第三位まで算出し、その小数第三位を四捨五入する。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、(注) 2. (2)⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）又は、調整後行使価額を適用する日の直前取引日の終値のいずれかの高いものを使用する。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、(注) 2. (2)②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) (注) 2. (2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) (注) 2. に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、(注) 2. (2)②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、(注) 1. 欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。
  4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
  5. 本新株予約権は2021年2月25日までに、新株予約権2,400,000個全ての行使が完了しております。

第11回新株予約権

決議年月日	2021年1月27日
新株予約権の総数	2,500個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・新株予約権の目的である株式の種類はA種種類株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の総数は2,500株（新株予約権1個当たり1株）とする。（注1）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり金1円
新株予約権の払込期日	2021年1月28日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,000,000円
新株予約権の行使期間	2021年1月29日から 2023年1月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 株式1株当たり1円 資本組入額（注3）
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は2,500株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は1株）とする。なお、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 行使価額の調整

(1) 次に掲げる場合、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 資本金の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済A種種類株式の価値に影響を与える可能性のある事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(2) 行使価額の調整により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(3) 行使価額の調整については、円位未満小数第三位まで算出し、その小数第三位を四捨五入する。

(4) (注) 2. に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社A種種類株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4. 本新株予約権は2021年3月31日時点において、未行使新株予約権2,500個となっております。

第12回新株予約権

決議年月日	2021年1月27日
新株予約権の総数	2,500個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・新株予約権の目的である株式の種類はB種種類株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の総数は2,500株（新株予約権1個当たり1株）とする。（注1）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり金1円
新株予約権の払込期日	2021年1月28日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,000,000円
新株予約権の行使期間	2021年1月29日から 2023年1月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 株式1株当たり1円 資本組入額（注4）
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は2,500株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は1株）とする。なお、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 金銭以外の財産を当該新株予約権の行使に際して出資する旨並びに当該財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、同時に行使された新株予約権の個数に行使価額を乗じて算出された額（1円未満の端数切り上げ）を上回る時価を有する本新株予約権者の保有する株式会社REVOLUTIONが発行する普通株式（証券コード：8894、以下、「REVOLUTION株式」という。）とする。

上記において「時価」とは、出資されるREVOLUTION株式数に本新株予約権の行使請求の効力が生じる日の東証におけるREVOLUTION株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を乗じて算出される額をいう。

3. 行使価額の調整

(1)次に掲げる場合、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 資本金の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済B種種類株式の価値に影響を与える可能性のある事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(2)行使価額の調整により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(3)行使価額の調整については、円位未満小数第三位まで算出し、その小数第三位を四捨五入する。

(4)（注）3. に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社B種種類株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果

1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

5. 本新株予約権は2021年3月31日時点において、未行使新株予約権2,500個となっております。

- ② その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度中に会社法に基づき発行した新株予約権付社債  
該当事項はありません。
- ④ その他新株予約権付社債の状況  
該当事項はありません。

## 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人 Ks Lab.

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	55百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行の状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である監査法人 Ks Lab. は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める額としております。

## 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）は、全世界で、全ての法律と秩序を守り、社会的良心をもって行動し、公正な競争を通じて適正な利潤を追求し、全ての利害関係者と社会や環境に有用な企業であり続けるよう努力する。

- a. 取締役会は、取締役会付議・報告基準を整備し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- b. 代表取締役社長は、社内規則に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行する。
- c. 取締役は、取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、会社の業務執行状況を取締役会報告基準に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- d. 使用人は、社内規則等に従い適正な業務執行の徹底と監督を行い、問題があった場合は社内規則に則り適正に処分される。
- e. 取締役及び使用人の職務執行状況並びに使用人の業務執行についての監査
  - ・ 取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
  - ・ 使用人の業務執行状況は、業務執行部門から独立した監査室が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役に適宜報告する。
- f. コンプライアンスについての通報相談を受付ける通報相談窓口を設けるとともに、通報者に対する不利益取扱いを防止する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- b. 法令又は取引所適時開示規則に則り情報開示を行う。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社グループはリスクマネジメント管理体制を整備し、リスクマネジメント担当役員は各部門のリスクマネジメント業務を統括し、リスクマネジメントの基本方針、推進体制その他の重要事項を決定する。
- b. リスクマネジメントの担当部門を定め、各部門におけるリスクマネジメント体制の整備を支援し、全社的な視点から部門横断的なリスクマネジメント体制の整備を推進する。
- c. 各部門の長である執行役員及び使用人は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
- d. 当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備えるとともに事業の継続を確保するため、予め必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から執行役員制度の下、取締役会は経営戦略の創出及び業務執行の監督という本来の機能に特化し、代表取締役社長以下執行役員は自己の職務を執行する。執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。
- b. 代表取締役社長による会社の業務執行の決定に資するため、取締役及び執行役員により構成される経営会議にて審議を行い、また必要に応じて会議体を設置する。
- c. 取締役会は経営理念の下に当社グループの経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下執行役員はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

#### ⑤ 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 社内規則に従い、子会社管理の所管部門の総括の下、各部門がそれぞれ担当する子会社の管理を行う。また子会社は重要な職務執行について当社に報告するための体制を取る。
- b. 子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
- c. 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、適切な内部統制システムを、当社の指導・支援のもと整備することとする。

⑥監査役の監査体制を実効化するための関連事項の整備

- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・内部監査室は、必要に応じて監査役会から業務調査の委嘱を受け、監査役の職務を補助し、総務担当部門は監査役会の事務を補助する。また、監査役の補助を担当する使用人が監査役から指示を受けた場合に備え、その指揮命令に従う体制を整備する。
  - ・監査役会が監査役の職務を補助する専任の使用人を置くことの要請を行ったときは関係取締役と協議の上、設置することができる。
  - ・上記補助者の人事異動・評価を行う場合は、監査役会の同意を要するものとする。
- b. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制
  - ・取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役会の定める監査役会規程及び監査役監査基準に従い、職務執行に関して、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令・定款に違反する重大な事実、その他監査役が求める報告及び情報提供を行わなければならない。
  - ・上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを受けることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知する。
- c. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役及び使用人は、監査役による個別ヒアリングの機会を設けるとともに、職務執行を確保する上で必要な、取締役会等の重要会議への出席及び稟議書等の重要資料の閲覧を確保する。
  - ・監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。また、会計監査人及び内部監査室と連携し、それぞれ随時に意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
  - ・監査役がその職務の執行について発生する費用の前払い等の請求を行った場合は、速やかにその費用又は債務の処理を行う。

⑦反社会的勢力排除に向けた社内体制の確保

- a. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備を担当する部門を定め、全社における体制の整備を推進する。
- b. 反社会的勢力に関する情報の収集や、外部の専門機関との連携を行い、対応マニュアルを整備し、定期的に見直す。
- c. 社内体制の整備を担当する部門は、反社会的勢力排除に向けた対応マニュアルを全社に周知徹底し、組織的に対応する体制を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社グループの取締役及び使用人による職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「オンキヨーグループ企業行動憲章」その他社内規程を制定し、周知徹底を図っております。
- ② 法令及び定款に適合した企業行動・組織運営体制を確保するため「コンプライアンス基本規程」を制定し、当社グループ全体のコンプライアンスへの取組みを推進しています。
- ③ 新人研修、管理職研修等において当社グループの役職員に対するコンプライアンスに関する教育を実施し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っています。
- ④ 当社グループのコンプライアンス上の問題の未然防止及び早期発見、是正を行うため、「公益通報規程」に基づき内部通報窓口を設け、取締役及び使用人への周知徹底を行うとともに、通報・相談したことを理由として不利益な取扱いを行わないなど、適切に運用しています。
- ⑤ 「稟議規程」に基づき、子会社で必要とされる決裁内容に応じ、子会社から親会社である当社へ事前申請及び当社による承認を行うことで子会社の業務の適正を確保しています。

## 連結株主資本等変動計算書

( 自 2020年4月1日  
至 2021年3月31日 )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020年4月1日残高	8,261	7,675	△19,865	△53	△3,981
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	3,478	3,458			6,936
親会社株主に帰属する当期純損失			△5,869		△5,869
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	3,478	3,458	△5,869	△0	1,066
2021年3月31日残高	11,740	11,134	△25,734	△54	△2,914

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計
2020年4月1日残高	0	554	554
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			
親会社株主に帰属する当期純損失			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	0	△96	△95
連結会計年度中の変動額合計	0	△96	△95
2021年3月31日残高	0	457	458

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
2020年4月1日残高	6	64	△3,355
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			6,936
親会社株主に帰属する当期純損失			△5,869
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△3	43	△56
連結会計年度中の変動額合計	△3	43	1,010
2021年3月31日残高	3	107	△2,345

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

## 連結注記表

### 1. [継続企業の前提に関する注記]

当社グループは、2013年度より経常損失が継続しており、当連結会計年度においても4,317百万円の経常損失を計上しております。また、取引先に対する営業債務の支払遅延が当連結会計年度末現在で4,852百万円（前連結会計年度末6,468百万円）存在していることに加え、当連結会計年度末において2,345百万円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を早期に解消するため、デット・エクイティ・スワップや包括的株式発行プログラム（“STEP”）による資本増強に加え、株主総会決議の承認をもってEVO FUNDを割当予定先として株式の有利発行や議決権のない種類株式の発行等により2021年3月末までに債務超過を解消し上場廃止を回避することを目指してまいりました。

しかし、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の行使について、EVO FUNDとして、最終的にその行使をしない判断をされ、2021年3月31日付「2021年3月期通期連結業績予想の公表及び純資産の状況並びに営業外費用及び特別損失計上見込みに関するお知らせ」にて公表しましたとおり、債務超過を解消する事が出来ない見通しとなり、東京証券取引所ジャスダック市場の上場廃止基準に抵触することとなりました。

上場廃止の見込みになったことを受け、当社は事業継続のためにあらゆる選択肢の検討を開始いたしました。その中で、昨年より当社米国販売代理店となった11 Trading Company LLCの親会社であるVOXX International Corporation及び当社との合弁工場であるS&O Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.を通じて以前より取引のあったシャープ株式会社と本譲渡に関する協議を行いました。両社とは、ホームAV事業のビジネスにおいて、既に当社と協力関係にあり、事業譲渡のパートナーとして、適任であると判断し、本譲渡の正式契約締結に向けた基本合意書締結を2021年6月25日に開催された当社定時株主総会で決議されました。

譲渡価額は3,323百万円を予定しており、これにより債務超過は解消する予定となっております。今後、残存する事業においても協業先やスポンサーを継続して探すとともに、構造改革やスリム化、外部費用の内製化、オフィス及び倉庫の省スペース化などによるコスト削減を早期に実現し、小規模でも確実に収入を確保できる体制を整えてまいります。遅延している営業債務の弁済は、製品ベンダーを中心に一部相手先の債権放棄、債権減額交渉を進めており、一刻も早い債務の完済及び企業としての正常な事業運営のために、最大限の努力を尽くしてまいります。

以上のような改善施策の実行により、グループ全体での合理化や各事業の選択と集中を進め、収益力及び財務体質の改善を図ってまいります。また、2021年8月1日より上場廃止となり、市場から資金調達ができなくなります。なお、今後の資金調達については現時点での計画であり、関係機関の状況に左右される部分があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を当連結財務諸表に反映しておりません。

### 2. [連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

12社

主要な連結子会社の名称

オンキヨーサウンド(株)、オンキヨー(株)、オンキヨー&パイオニアマーケティングジャパン(株)、オンキョースポーツ(株)、ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD.、Pioneer & Onkyo Europe GmbH、Pioneer & Onkyo U.S.A. Corporation、Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.、上海安橋電子有限公司、安橋（上海）商貿有限公司、広州安橋音響有限公司、Minda Onkyo India Private Limited

オンキヨー&パイオニア(株)は、当連結会計年度において吸収合併したため、連結の範囲から除外しております。

オンキヨーサウンド(株)、オンキヨー(株)については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数

3社

持分法適用の関連会社の名称

Moneual Onkyo Lifestyle Inc.、S&O ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.、FLEXI ACOUSTICS SDN. BHD.

ティアックオンキヨーソリューションズ(株)、(株)CO3については、当連結会計年度において株式を売却したことにより、関連会社でなくなったため、持分法の適用から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN.BHD.、Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.、上海安橋電子有限公司、安橋（上海）商貿有限公司、広州安橋音響有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたり、当該連結子会社については、同決算日現在の財務諸表を使用しております。但し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

イ. 時価のあるもの ……

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ロ. 時価のないもの ……

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く） ……

定率法

(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、在外連結子会社および一部国内連結子会社は主として定額法によっております。

主な耐用年数

建物及び構築物

15年～41年

機械装置及び運搬具

4年～15年

工具、器具及び備品

2年～20年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く） ……

定額法

##### ③ リース資産 ……

定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上方法

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社および国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として、特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

##### ② 製品保証引当金

製品のアフターサービスによる費用の支出に備えるため、売上高を基準として過去の実績率に基づいて計上しております。また、個別に発生額を見積もることができる費用については、当該金額を計上しております。

- ③ 事業構造改善引当金  
事業構造改革に伴い発生する費用に備えるため、当該発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社については以下の方法によっております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、予測単位積増方式によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生時に費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお在外子会社等の資産及び負債は、各社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) その他の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

### 3. [表示方法の変更に関する注記]

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

### 4. [会計上の見積りに関する注記]

#### 1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

貸倒引当金	5,141 百万円
貸倒引当金繰入額	1,692 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

計上額は、顧客の財政状態及び経営成績等に左右されるため、翌連結会計年度において、貸倒引当金の追加計上又は戻入が発生する可能性があります。

#### 2. 固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

減損損失	107 百万円
------	---------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていることから、減損の兆候を共有資産を含む全社単位で検討し、帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として計上しております。当連結会計年度に計上した減損損失は、「11.その他の注記 減損損失」に記載しております。

この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表において有形固定資産 82 百万円及び無形固定資産 20 百万円を計上しております。

計上額は、当社グループの翌連結会計年度以降の経営成績等に左右されるため、翌連結会計年度において、さらなる減損損失の計上が必要となる可能性があります。

### 3. 投資有価証券の評価

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

投資有価証券	913 百万円
投資有価証券評価損	20 百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

保有する有価証券につき、その価値が取得価額に比べて著しく下落している場合には、減損処理を行い、投資有価証券評価損として計上しております。

計上額は、発行会社の財政状態等に大きく左右されます。翌連結会計年度において、市況悪化または投資先の業績不振等により、さらなる投資有価証券評価損の計上が必要となる可能性があります。

### 4. 事業構造改善引当金の評価

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

事業構造改善引当金	31 百万円
事業構造改善費用	101 百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、一部国内拠点の売却に伴い発生する費用を事業構造改善引当金として計上しております。

これら費用については、業者等から見積り書の入手等により合理的に費用を見積もっておりますが、実際の費用の発生は見積りと異なる可能性があります。翌連結会計年度において、当該費用が追加計上される可能性があります。

## 5. [連結貸借対照表に関する注記]

### 1. 担保に供している資産および担保に係る債務

#### 担保資産

預金	0 百万円
売掛金	464 百万円
たな卸資産	377 百万円
未収入金	143 百万円
立替金	28 百万円
建物及び構築物	131 百万円
機械及び装置	136 百万円
工具器具備品	45 百万円
無形固定資産	19 百万円
投資有価証券	220 百万円
計	<u>1,568 百万円</u>

#### 担保対応債務

短期借入金	554 百万円
1年内返済予定長期借入金	- 百万円
買掛金	374 百万円
未払金	98 百万円
長期借入金	- 百万円
計	<u>1,027 百万円</u>

### 2. 有形固定資産減価償却累計額 4,212 百万円

## 6. [連結株主資本等変動計算書に関する注記]

### 1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末株式数 (株)
普通株式	382,768,294
C種種類株式	2,157

### 2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

株式の種類	当連結会計年度末株式数 (株)
普通株式	10,000,000
A種種類株式	2,500
B種種類株式	2,500

## 7. [税効果会計に関する注記]

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、貸倒引当金および減価償却超過額等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、在外子会社の留保利益であります。なお、繰延税金資産の全額に対して評価性引当額を設定しております。

## 8. [金融商品に関する注記]

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）です。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	470	470	-
(2) 受取手形及び売掛金	6,511	6,511	
貸倒引当金 (*2)	△ 5,049	△ 5,049	
	1,461	1,461	-
(3) 未収入金	465	465	-
(4) 投資有価証券	43	43	-
その他有価証券			
(5) 長期貸付金	92		
貸倒引当金(*3)	△92		
	-		
(6) 支払手形及び買掛金	(4,886)	(4,886)	-
(7) 短期借入金	(600)	(600)	-
(8) 未払金	(1,625)	(1,625)	-
(9) 長期借入金	(60)	(60)	-
(10) リース債務 (*4)	(29)	(28)	△0

(\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(\*2) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(\*3) 長期貸付金に係る貸倒引当金を控除しております。

(\*4) リース債務には1年以内に返済予定のものを含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、(8) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は「(9) 長期借入金」に含めております。

(9) 長期借入金、(10) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れ又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額 869 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

## 9. [1 株当たり情報に関する注記]

1 株当たり純資産額                      △6 円 42 銭

1 株当たり当期純損失                      41 円 77 銭

(注) 当社は 2020 年 7 月 22 日付で普通株式 5 株につき 1 株の割合で株式併合を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「1 株当たり純資産額」及び「1 株当たり当期純利益」を算定しております。

## 10. [重要な後発事象に関する注記]

(事業譲渡に関する契約締結)

当社グループは、2021年6月25日に開催した当社定時株主総会にて、当社がVOXX International Corporation（以下、「VOXX社」といいます。）の子会社であるPREMIUM AUDIO COMPANY LLC（以下、「PREMIUM AUDIO社」といいます。）及びシャープ株式会社（以下、「シャープ社」といいます。）との間で、VOXX社とシャープ社が合弁で設立する新会社（以下、「譲渡先新会社」といいます。）に、当社のホームAV事業の全部を譲渡すること（以下、「本事業譲渡」といいます。）に関する契約締結（以下、「本事業譲渡契約」といいます。）を行うことが決議されました。

### 1. 本事業譲渡の理由

当社グループは、2013年度から経常損失が継続しており、取引先に対する営業債務の支払遅延が生じておりました。この状況を解消するため、2019年5月21日付にてDENON/Marantz/Polk Audioなどのオーディオブランドを持つSound United LLCのグループと当社ホームAV事業の譲渡契約を締結し、譲渡対価で得た資金によって支払遅延の解消及び既存借入金の返済を速やかに進めることによって財務状態の改善を図る計画を準備しておりましたが、事業譲渡の実行に必要な契約の締結や資金調達確保など、様々な条件を達成することが両当事者間で難航し、当該事業譲渡を中止することとなりました。

その後、当社は大規模なエクイティファイナンスによる資金調達による上記遅延状況の解消を目指しましたが、株価の低迷で調達金額は計画を大きく下回り、また、新型コロナウイルス感染症の影響から、生産及び販売活動が限定され、当初予定していた経常収入が得ることができず、さらに、米国の旧販売代理店の業績悪化に伴い債権の回収が困難となったため、2020年3月期において、3,355百万円の債務超過となりました。これにより、2020年9月25日付で上場廃止に係る猶予期間に入ることとなりました。

その後、当社は2021年3月期においても、継続的にエクイティファイナンスを実施し、財務状況の健全化を目指してまいりましたが、営業債務の支払遅延の遅れや部品の供給状況の逼迫などによる売上及び利益の減少に加え、旧米国販売代理店の経営状況悪化による貸倒引当金を計上したことで業績は引き続き低迷しました。また、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の行使による増資も最終的に行われなかったこととなり、結果として、2,345百万円の債務超過に陥り、東京証券取引所ジャスダック市場の上場廃止基準に抵触する見込みとなりました。

2021年3月31日付「上場廃止基準抵触の見込みに関するお知らせ」にて公表しましたとおり、上場廃止の見込みになったことを受け、当社は事業継続のためにあらゆる選択肢の検討を開始いたしました。その中で、昨年より当社米国販売代理店となった11 Trading Company LLCの親会社であるVOXX社及び当社との合弁工場であるS&O Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.を通じて以前より取引のあったシャープ社と本事業譲渡に関する協議を行いました。当社は、ホームAV事業のビジネスにおいて、既に両社とは協力関係にあり、事業譲渡のパートナーとして適任であると判断し、VOXX社及びシャープ社が合弁で設立する譲渡先新会社に対し、ホームAV事業を譲渡することといたしました。

本事業譲渡は、当社と協力関係にあるパートナーとの取引であり、ホームAV事業の将来的な発展も見込まれ、その対価も、当社の事業の評価からみて公正なものといえますが、後述のとおり、厳しい契約条件を伴うものです。また、本事業譲渡による対価は、その大半がホームAV事業に関連する債権者の弁済に充てられ、これをもって当社の厳しい経営状況や資金繰り、現在生じている営業債務の支払遅延の全てが解消するものではありません。

しかしながら一方で、現在の当社は、このまま自らの力のみで事業運営を続けていくことはもはや困難となっております。このまま法的整理手続等に移行し、今日まで支えていただいた債権者の皆様の債権がカットされるような状況に陥ることは是が非でも避けなければならない状況の中で、本事業譲渡が唯一のとり得る方策であり、これを選択するに至りました。

本事業譲渡の対価のみでは、すべての債権者の皆様の債務を弁済することはできませんが、今後、残存する事業においても協業先やスポンサーを継続して探すとともに、構造改革やスリム化によるコスト削減を早期に実現し、小規模でも確実に収入を確保できる体制を整えてまいります。遅延している営業債務の弁済を継続して行い、一刻も早い債務の完済及び企業としての正常な事業運営のために、最大限の努力を尽くしてまいります。

## 2. 本事業譲渡の内容

### (1) 譲渡事業の内容

- ・ホームAV製品の製造及び販売事業

### (2) 譲渡事業の経営成績（2021年3月期）

	譲渡事業（a）	連結実績（b）	比率（a/b）
売上高	3,458百万円	8,873百万円	38.9%
営業損失	△1,452百万円	△3,918百万円	37.0%

### (3) 譲渡する予定の資産、負債の項目及び金額

項資産		負債	
目	帳簿価額	項目	帳簿価額
棚卸資産(製品)	9百万円	該当なし	—
棚卸資産(材料)	334百万円		
合計	343百万円	合計	—

### (4) 本事業譲渡契約の相手先の概要

#### ①PREMIUM AUDIO COMPANY LLCの概要

(1) 名称	PREMIUM AUDIO COMPANY LLC
(2) 本店所在地	3502 Woodview Trace, Suite 200 Indianapolis, Indiana 46268 United States of America
(3) 代表者の役職・氏名	President and Chief Executive Officer Paul Jacobs
(4) 事業内容	家電製品・アクセサリ、および音響機器の設計、製造、販売
(5) 設立年月日	2011年
(6) 大株主及び持株比率	VOXX International Corporation 100%
(7) 上場会社と当該会社との関係	資本関係：当社と対象会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
	人的関係：当社と対象会社との間には、記載すべき人的関係はありません。
	取引関係：当社は対象会社の子会社である11 Trading Company LLCとの間で米国における販売代理店契約を締結しております。

#### ②シャープ株式会社の概要

(1) 名称	シャープ株式会社
(2) 本店所在地	大阪府堺市堺区匠町1番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 会長執行役員 兼 CEO 戴正呉 代表取締役 社長執行役員 兼 COO 野村勝明
(4) 事業内容	電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般並びに電子部品の製造・販売等
(5) 設立年月日	1935年5月
(6) 大株主及び持株比率	HON HAI PRECISION INDUSTRY CO., LTD. 24.47% FOXCONN (FAR EAST) LIMITED 17.23% FOXCONN TECHNOLOGY PTE. LTD. 12.17%
(7) 上場会社と当該会社との関係	資本関係：当社と対象会社の間には、記載すべき資本関係はありません。
	人的関係：当社と対象会社との間には、記載すべき人的関係はありません。
	取引関係：当社と対象会社との間には、合弁会社であるS&O Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.を通じて取引があります。

(5) 本事業譲渡契約における重要な前提条件

本事業譲渡契約においては、事業譲渡の実行までに、大要、以下の各号に記載する条件等が充足されることが必要とされております。

PREMIUM AUDIO社、シャープ社及び譲渡先新会社のそれぞれの取締役会等により本契約により企図される取引を実行することの承認が得られること。

本事業譲渡を実行するために必要な競争当局等からのクリアランスが取得できること。

PREMIUM AUDIO社及びシャープ社によるデュー・デリジェンスが完了すること。

VOXX社及びシャープ社間で譲渡先新会社の運営に関する合弁契約書等が締結されること。

VOXX社及びシャープ社又は譲渡先新会社と当社との間でライセンス契約及びトランジション・サービス契約が締結されること。

PREMIUM AUDIO社及びシャープ社並びに特定の取引先との間でのライセンス契約が締結されること。

譲渡対象事業に係る従業員の一定割合以上が譲渡新会社により雇用されること。

(6) 本事業譲渡契約におけるその他の重要な規定

本事業譲渡契約においては、以下の規定が含まれています。

譲渡先新会社又はそれらのグループ会社に対して、当社の子会社であるOnkyo China PRC及びPioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd. の資産を、本事業譲渡の実行後6か月以内に限り、無償で購入できる権利を付与する旨の規定

当社が、譲渡先新会社又はそれらのグループ会社から、本事業譲渡の実行後、S&O Electronics (Malaysia) Sdn. Bhdその他のホームAV製品の製造を行う会社によって出荷された製品に対してPREMIUM AUDIO社等が支払った金額の2%をコミッションとして受領することができる旨の規定

本事業譲渡の対価の一部はVOXX社からの借入金と対当額で相殺処理される旨の規定

本事業譲渡の対価につき、S&O Electronics (Malaysia) Sdn. Bhdを含む、当社ホームAV事業に関する取引債権者に対する未払債務の弁済を用途とする旨の規定

3. 本事業譲渡の譲渡価額及び決済方法

本事業譲渡の譲渡価額： 3,323百万円

契約条件に従い、変更となる可能性があります。

決済方法は、事前の一部の債務と相殺の後、現金による決済を予定しています。

4. 日程

取締役会決議	2021年5月26日
事業譲渡契約締結	2021年5月26日
株主総会決議	2021年6月25日
事業譲渡実行	2021年8月(予定)

本事業譲渡は、2021年6月25日に開催された当社の定時株主総会において決議されました。

5. 今後の見通し

本事業譲渡に伴う直接的な損益につきましては精査中につき、公表すべき事項が判明した段階で速やかに開示いたします。

本事業譲渡の2022年3月期連結業績に与える影響額については、現在未開示の2022年3月期の連結業績予想に織り込む予定です。

### (持分法適用関連会社の異動)

当社は、2021年5月26日付の取締役会において、当社の持分法適用関連会社であるS&O ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. の当社保有株式の全部をシャープ株式会社売却することを決議し、2021年7月13日付で株式譲渡が完了いたしました。

#### 1. 本売却の理由

当社は、従前より保有する資産を有効活用を目的に当社の持分法適用関連会社であるS&O ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (マレーシア ケダ州) について当社が保有する株式の売却に向けてシャープ株式会社との協議を続けており、協議の結果、この度その全部を譲渡することで合意に至ったものです。

#### 2. 異動する持分法適用関連会社の概要

(1) 名称	S&O Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.		
(2) 本店所在地	Lot 202, Bakar Arang Industrial Estate, 08000 Sungai Petani, Kedah, Malaysia		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 Won Yin Hock		
(4) 事業内容	オーディオ・ビジュアル関連製品等の製造・販売		
(5) 資本金	24 百万 RM (600 百万円)		
(6) 設立年月日	2008 年 12 月 1 日		
(7) 大株主及び持株比率	シャープ株式会社 40.03% オンキヨーホームエンターテイメント株式会社 39.97% トレンガヌ基金 20.0%		
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係：当社は、当該会社の株式の 39.97%を保有しております。		
	人的関係：当社は、当該会社に対して役員を2名派遣しております。		
	取引関係：当社は、当該会社からオーディオ製品を購入しております。		
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円)			
決算期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
純資産	2,050	1,197	552
総資産	6,320	7,750	9,691
売上高	15,068	11,767	17,403
営業利益	△187	△795	△622
当期純利益	12	△727	△639

#### 3. 譲渡予定株式数及び譲渡前後の所有株式の状況

- (1) 異動前の所有株式数 9,593,475株 (所有割合：39.97%)
- (2) 譲渡株式数 9,593,475株
- (3) 異動後の所有株式数 0株 (所有割合：0%)

#### 4. 日程

- (1) 株式譲渡契約締結日 2021年5月26日
- (2) 株式譲渡日 2021年7月13日

#### 5. 今後の見通し

本件、2021年7月の株式譲渡完了に伴い、S&O ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. は、第2四半期以降当社の持分法適用関連会社より除外されます。なお、本売却による損益は、連結では69百万円の売却益、単体では2百万円の売却損を予定しております。

## (海外子会社の解散及び清算)

当社グループは、2021年4月30日付の当社取締役会において、当社海外子会社のPioneer & Onkyo Europe GmbH (以下「POE」)を解散及び清算手続を開始することについて決議いたしました。

### 1. 解散及び清算の理由

POEは欧州地域の販売拠点として、当社グループが取り扱うAV機器の販売を行っていましたが、経営資源、事業を最適化すると共に、全社的な流通の効率化により運転資本を大幅に改善させ、財務体質の強化と業績改善を図るため、2018年10月にPOEが行ってございました販売業務をAQIPA社へ譲渡いたしました。

その後、POEは主にOEM事業の販売サポート業務を行っていましたが、事業規模等を勘案したうえで、グループの効率化の観点から当該子会社を解散及び清算することといたしました。

### 2. 解散する子会社の概要

(1) 名称	Pioneer & Onkyo Europe GmbH		
(2) 所在地	Gutenbergstraße3、D-82178 Puchheim、Germany		
(3) 代表者の役職・氏名	Managing Director Michael Maurits Gregor van Velzen		
(4) 事業内容	欧州管理業務サポートサービス		
(5) 資本金	561千ユーロ		
(6) 設立年月日	1972年7月31日		
(7) 大株主及び持株比率	オンキヨーサウンド株式会社 100%		
(8) 当事会社間関係	資本関係	当社の連結子会社であるオンキヨーサウンド株式会社が100%出資しております。	
	人的関係	当社従業員1名が取締役を務めております。	
	取引関係	当社のOEM事業の販売サポート業務を行っております。	
	関連当事者への該当状況	当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。	
(9) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
総資産	12百万 EUR (1,510百万円)	9百万 EUR (1,158百万円)	3百万 EUR (441百万円)
純資産	1百万 EUR (236百万円)	1百万 EUR (215百万円)	2百万 EUR (312百万円)
売上高	43百万 EUR (5,591百万円)	2百万 EUR (265百万円)	0百万 EUR (82百万円)
営業利益	△6百万 EUR (△809百万円)	△0百万 EUR (△37百万円)	△0百万 EUR (△38百万円)
経常利益	△7百万 EUR (△993百万円)	△0百万 EUR (△12百万円)	0百万 EUR (22百万円)
親会社株主に 帰属する当期利益	△8百万 EUR (△1,132百万円)	△0百万 EUR (△12百万円)	0百万 EUR (22百万円)

### 3. 解散及び清算の日程

解散及び清算の日程につきましては、現地の法律に従い必要な手続きが完了次第、清算終了となる予定です。

清算終了の時期は2022年4月末頃と見込んでおります。

### 4. 解散に伴う損失額

本件の解散に伴う損失の見込額については、現在精査中であり、損失額が確定次第お知らせいたします。

### 5. 今後の見通し

2022年3月期連結業績に与える影響は、損失額が確定次第、連結業績予想へ織り込む予定です。

(関係会社による投資有価証券の譲渡及び当社による関係会社株式の取得)

当社グループは、2021年4月30日付の当社取締役会において、関係会社による投資有価証券の譲渡及び当社による関係会社株式の取得についてを決議いたしました。

目的	資産の有効活用および Shenzhen Grandsun Electronics Co., Ltd. のC種種類株式引受時の要請に応えるため
<b>■関係会社による投資有価証券の譲渡</b>	
譲渡人	安橋（上海）商貿有限公司
譲受人	Shenzhen Kailai Investment Co. Ltd.
譲渡対象株式	Shenzhen Grandsun Electronics Co., Ltd. 普通株式 210,000株 (0.642%)
譲渡対価	4.9百万人民元（約82百万円）
財務諸表への影響	精査中
<b>■関係会社株式の取得</b>	
譲渡人	SHENZHEN QIANHAI YIFENG INVESTMENT CONSULTING CO., LIMITED
譲受人	オンキヨーホームエンターテイメント株式会社
譲渡対象株式	Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd. 普通株式 1,875,000株 (3.66%) 譲渡後のOHEの保有率 100%
譲渡対価	4.9百万人民元（約82百万円）
その他	契約書はドラフトであり、その締結については代表取締役に一任する。
日程	2021年4月30日 当社取締役会決議 2021年8月（予定） 各契約書締結

(関係会社による投資有価証券の譲渡)

当社グループは、2021年4月30日付の当社取締役会において、当社連結子会社であるオンキヨーサウンド株式会社（以下、「ONS」といいます。）が保有する関係会社のFlexi Acoustic Sdn Bhdの投資有価証券の譲渡を決議いたしました。

目的	資産の有効活用。 Flexi Acoustic Sdn Bhdに対するONSの債務と相殺する。
譲渡人	オンキヨーサウンド株式会社
譲受人	Versa Manufacturing Sdn Bhd
譲渡対象株式	Flexi Acoustic Sdn Bhd 普通株式 764,525株 19.80%
譲渡対価	USD233,520.00 (約25百万円)
財務諸表への影響	精査中
その他	Flexi Acoustic Sdn Bhdに対するONSの債務額は3月末時点でUSD449,233.15であり、以下の方法で弁済予定。 ・Flexi Acoustic Sdn Bhd株式の譲渡対価と相殺 (本決議) (Flexi Acoustic Sdn BhdのONSに対する債権をVersa Manufacturing Sdn Bhdが譲り受ける。) ・2021年4月30日、5月14日にそれぞれUSD128,856.58ずつを弁済。 ・土地の対価の持分比率と工場閉鎖に伴う人的補償を相殺予定。 ・在庫、残材等の扱いについては継続協議。 契約書は現在、準備中であり、その締結については代表取締役に一任する。
日程	2021年4月30日 当社取締役会決議、ONS取締役会決議 2021年7月15日 契約締結 2021年8月(予定) 譲渡完了

(関係会社による関係会社への増資)

当社グループは、2021年4月30日付の当社取締役会において、当社連結子会社であるオンキョーサウンド株式会社(ONS)が当社子会社であるMinda Onkyo India Private Limited (MOI)への増資を行うことにを決議し、実行完了いたしました。

資金使途	運転資金
増資金額	68百万INR (約99百万円) *同額をMinda Industries Ltd. (Minda) より出資、合計136百万INR
資本金組入額	68百万INR (約99百万円) *Minda出資額から同額組入、合計136百万INR
資本剰余金組入額	無し
現在資本金	660.8百万INR (約958百万円) (持分比率: Minda 50%、ONS 50%)
増資後資本金	796.8百万INR (約1,115百万円) (持分比率: Minda 50%、ONS 50%)
増資方法	現金出資
日程	・当社及びONS取締役会決議日 2021年4月30日 ・MOI株主総会決議日 2021年5月7日 ・払込日 2021年6月1日 ・株式発行日 2021年6月16日
その他条件	現金出資の99百万円は、MOIが同額の広州安橋音響有限公司に対する債務の支払いを実行し、広州安橋国光音響有限公司からONSへ送金した後、二週間内にMOIへの送金を完了すること。

(資金の借入)

当社は、2021年4月29日付の当社臨時取締役会において、VOXX International Corporationからの新規借入について決議し、4回の借入が完了いたしました。

貸出人	VOXX International Corporation
金額	1回目 3百万ドル 2回目 2.25百万ドル 3回目 2.15百万ドル 4回目 0.99百万ドル 追加の借入は都度申込、貸出人の裁量にて実行を判断。上限15百万ドル
借入日	1回目 2021年4月29日 (US時間) 2回目 2021年6月22日 (US時間) 3回目 2021年7月13日 (US時間) 4回目 2021年7月26日 (US時間)
返済期日	1回目 2021年6月30日完了 2回目 2021年8月30日または事業譲渡完了日 3回目 2021年8月30日または事業譲渡完了日のいずれか早い方 4回目 2021年8月30日または事業譲渡完了日のいずれか早い方
弁済	期日一括
金利	年率4%
資金使途	1回目 運転資金 (契約上は明示なし) 2回目 3回目 給与、給与関連費用 残額については事前に当社が貸出人に通知した支払債務に充てる。 4回目 特定の支払債務の弁済 事前に当社が貸出人に通知したライセンスフィー、ベンダー債務。
担保	1回目 オンキヨーホームエンターテイメント株式会社が保有する米国登録商標「ONKYO」及び「Integra」 2回目 3回目 4回目 当担保有商標、在庫、売掛金 商標については従前のSECURITY AGREEMENTでカバー済。 OPM保有の製品在庫、OHE保有のパーツ在庫について譲渡担保を設定する。 売掛金の正式な担保の契約は後日締結予定。
その他	1回目 表明保証違反、Event of Defaultへの該当を避けるため、約56億円の遅延債務が存在すること、および、TCLへの商標ライセンスを実施中であることは貸出人に通知済。 2回目 在庫への担保設定のための動産譲渡担保権設定契約書に関し、製品保管場所の日通に対し、占有移転の指図書を送付し、受領書をもらう必要があり、その点については、現在、日通と調整中。 契約書はドラフトであり、微修正については代表取締役に一任する。 3回目 6月22日付決議により同条件の借入を実施しているが、その金額については、以下の通り変更されている。 (変更前・決議時) 2百万ドル → (変更後) 2.25百万ドル 4回目 これまでのVox International CorporationからのSecured Promissory Note及びそのAmendmentに基づく借入は以下のとおりであり、事業譲渡対価と相殺することにより弁済予定。 4月29日 3百万ドル 6月22日 2.25百万ドル 7月13日 2.15百万ドル 7月27日 0.99百万ドル

<p>日程</p>	<p>1回目 2021年4月29日 当社取締役会決議、SECURED PROMISSORY NOTE、SECURITY AGREEMENT、TRADEMARK SECURITY AGREEMENT締結 2021年4月29日（米国時間）借入実行、（日本時間）30日着金</p> <p>2回目 2021年6月22日 当社取締役会決議、OPM取締役会決議 2021年6月22日（米国時間）借入実行、（日本時間）23日着金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• AMENDED AND RESTATED SECURED PROMISSORY NOTE</li> <li>• AMENDMENT No. 1 TO SECURITY AGREEMENT</li> <li>• 譲渡担保権設定契約書（OHE）</li> <li>• 同（OPM）</li> </ul> <p>3回目 当社取締役会決議 AMENDED AND RESTATED SECURED PROMISSORY NOTE締結 2021年7月13日（米国時間）借入実行、（日本時間）14日着金</p> <p>4回目 当社取締役会決議 AMENDED AND RESTATED SECURED PROMISSORY NOTE締結 2021年7月26日（米国時間）借入実行、（日本時間）27日着金</p>
-----------	--

(資本金の減少、剰余金の処分)

当社は、2021年5月20日付の取締役会において、2021年6月25日開催の第11回定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議し、実行完了いたしました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、過年度及び第11期事業年度において当期純損失を計上し、大幅な繰越損失の状態に至っております。

当社では早期の業績回復と財務体質の健全化を推し進めるべく努力しておりますが、繰越損失の解消には相当の期間を要するものと見込まれます。

つきましては、今般この欠損金を填補し財務体質の健全化を図ることを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うことといたしました。

具体的には、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項に基づき、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替、欠損の填補に充当します。

2. 資本金の額の減少の内容

減少する資本金の額

2021年3月31日現在の資本金の額11,740,080,556円を11,640,080,556円減少して100,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本準備金の額の減少の内容

減少する資本準備金の額

2021年3月31日現在の資本準備金の額11,032,058,620円を全額減少して、その他資本剰余金に振り替えます。

4. 剰余金の処分の内容

会社法第452条に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金22,672,139,176円を22,672,139,176円減少して、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 22,672,139,176円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 22,672,139,176円

5. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| (1) 取締役会決議日     | 2021年5月20日 |
| (2) 株主総会決議日     | 2021年6月25日 |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 2021年7月25日 |
| (4) 効力発生日       | 2021年7月26日 |

6. 今後の見通し

本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、純資産に変動を生じるものではなく当社業績に与える影響はございません。また、発行済株式総数、株主の皆様のご所有株式数にも変更はございません。

(新株予約権の取得及び消却)

当社は、2021年5月24日付の書面決議において、当社が発行した第9回新株予約権、第11回新株予約権及び第12回新株予約権につき、別紙の「解約合意書」を締結し、2021年6月4日（以下「取得日」という。）をもって、取得日において残存する第9回新株予約権、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の全部を以下の条件にて取得すること、及び取得後直ちにそれらの新株予約権の全部を消却することを決議し、実行完了いたしました。

取得及び消却する新株予約権の名称	オンキヨー株式会社第9回新株予約権
取得及び消却する新株予約権の数	500,000個（新株予約権1個当たり20株）
取得価額	合計500,000円（新株予約権1個当たり1円）
取得日及び消却日	2021年6月4日
消却後に残存する新株予約権の数	0個

取得及び消却する新株予約権の名称	オンキヨーホームエンターテイメント株式会社第11回新株予約権
取得及び消却する新株予約権の数	2,500個（新株予約権1個につきA種種類株式1株）
取得価額	合計2,500円（新株予約権1個当たり1円）
取得日及び消却日	2021年6月4日
消却後に残存する新株予約権の数	0個

取得及び消却する新株予約権の名称	オンキヨーホームエンターテイメント株式会社第12回新株予約権
取得及び消却する新株予約権の数	2,500個（新株予約権1個につきB種種類株式1株）
取得価額	合計2,500円（新株予約権1個当たり1円）
取得日及び消却日	2021年6月4日
消却後に残存する新株予約権の数	0個

(関係会社への増資)

当社グループは、2021年6月30日付け取締役会において、オンキヨー株式会社（ONK）に対する増資について決議し実行完了いたしました。

発行会社	オンキヨー株式会社
募集株式の種類及び数	オンキヨー株式会社 譲渡制限株式 5,000株 (発行後の持株比率：50%)
発行価額及びその総額	1株あたり5,000円 総額25,000,000円
資本金組入額	1株あたり 2,500円 総額12,500,000円
資本準備金組入額	1株あたり 2,500円 総額12,500,000円
資金使途	運転資金
払込期日	2021年6月30日
日程	2020年6月30日 当社取締役会決議、 ONK取締役会決議、ONK株主総会決議、払込
日程・その他	・ONK株主総会にて、定款一部変更（発行可能株式総数の変更）が承認可決されることを条件とする。

## 11. [その他の注記]

### 減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

会社	主な用途	種類	減損損失
オンキヨーホーム エンターテイメント(株) (大阪府東大阪市)	共用資産 AV事業用資産	建物及び構築物、 工具、器具及び備品、 リース資産、 建設仮勘定	21
オンキヨーサウンド(株) (大阪府東大阪市)	OEM事業用資産	建物及び構築物	2
オンキョースポーツ(株) (東京都墨田区)	デジタルライフ 事業用資産	無形固定資産	3
Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd. (中国 香港)	AV事業用資産	工具、器具及び備品、 リース資産	20
ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD. (マレーシア セランゴール州)	AV事業用資産	建設仮勘定	2
安橋(上海)商貿有限公司 (中国 上海)	AV事業用資産	工具、器具及び備品、 リース資産、 無形固定資産	5
広州安橋音響有限公司 (中国 広州)	OEM事業用資産	機械装置、 工具、器具及び備品、 リース資産、建設仮勘定	35
Minda Onkyo India Private Limited (インド ニューデリー)	OEM事業用資産	機械装置、 工具、器具及び備品	16
計			107

当社グループは、原則として、事業用資産については会社を基準としてグルーピングを行っております。

当社グループは、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていることから、減損の兆候を共有資産を含む全社単位で検討し、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失(107百万円)として特別損失に計上しました。

その内訳は、建物及び構築物5百万円、機械装置10百万円、工具、器具及び備品17百万円、リース資産24百万円、建設仮勘定41百万円、無形固定資産6百万円であります。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額を基礎として算定しております。

## 株主資本等変動計算書

( 自 2020年4月1日  
至 2021年3月31日 )

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
2020年4月1日残高	8,261	7,573	7,573	△19,497	△19,497	△53	△3,716
事業年度中の変動額							
新株の発行	3,478	3,458	3,458				6,936
当期純損失				△6,071	△6,071		△6,071
自己株式の取得						△0	△0
自己株式の処分						0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	3,478	3,458	3,458	△6,071	△6,071	△0	865
2021年3月31日残高	11,740	11,032	11,032	△25,568	△25,568	△54	△2,851

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2020年4月1日残高	0	0	6	△3,708
事業年度中の変動額				
新株の発行				6,936
当期純損失				△6,071
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	0	0	△3	△3
事業年度中の変動額合計	0	0	△3	861
2021年3月31日残高	0	0	3	△2,846

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

## 個別注記表

### 1. [継続企業の前提に関する注記]

当社は、2013年度より経常損失が継続しており、当事業年度においても1,804百万円の経常損失を計上しております。また、取引先に対する営業債務の支払遅延が当事業年度末現在で1,704百万円（前事業年度末1,194百万円）存在していることに加え、当事業年度末において2,846百万円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を早期に解消するため、デット・エクイティ・スワップや包括的株式発行プログラム（“STEP”）による資本増強に加え、株主総会決議の承認をもってEVO FUNDを割当予定先として株式の有利発行や議決権のない種類株式の発行等により2021年3月末までに債務超過を解消し上場廃止を回避することを目指してまいりました。しかし、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の行使について、EVO FUNDとして、最終的にその行使をしない判断をされ、2021年3月31日付「2021年3月期通期連結業績予想の公表及び純資産の状況並びに営業外費用及び特別損失計上見込みに関するお知らせ」にて公表しましたとおり、債務超過を解消する事が出来ない見通しとなり、東京証券取引所ジャスダック市場の上場廃止基準に抵触することとなりました。

上場廃止の見込みになったことを受け、当社は事業継続のためにあらゆる選択肢の検討を開始いたしました。その中で、昨年より当社米国販売代理店となった11 Trading Company LLCの親会社であるVOXX International Corporation及び当社との合弁工場であるS&O Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.を通じて以前より取引のあったシャープ株式会社と本譲渡に関する協議を行いました。両社とは、ホームAV事業のビジネスにおいて、既に当社と協力関係にあり、事業譲渡のパートナーとして、適任であると判断し、本譲渡の正式契約締結に向けた基本合意書締結を2021年6月25日に開催された当社定時株主総会で決議されました。譲渡価額は3,323百万円を予定しており、これにより債務超過は解消する予定となっております。

今後、残存するデジタルライフ事業においても協業先やスポンサーを継続して探すとともに、構造改革やスリム化、外部費用の内製化、オフィス及び倉庫の省スペース化などによるコスト削減を早期に実現し、小規模でも確実に収入を確保できる体制を整えてまいります。遅延している営業債務の弁済は、製品ベンダーを中心に一部相手先の債権放棄、債権減額交渉を進めており、一刻も早い債務の完済及び企業としての正常な事業運営のために、最大限の努力を尽くしてまいります。

以上のような改善施策の実行により、当社内でも合理化やデジタルライフ製品の選択と集中を進め、収益力及び財務体質の改善を図ってまいります。また、2021年8月1日より上場廃止となり、市場から資金調達ができなくなります。なお、今後の資金調達については現時点での計画であり、関係機関の状況に左右される部分があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

### 2. [重要な会計方針に関する注記]

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式および関連会社株式  
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券

i. 時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ii. 時価のないもの …… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

## 2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) …… 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数

建物	15年～41年
機械装置	4年～11年
工具、器具及び備品	2年～20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) …… 定額法

(3) リース資産 …… 定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品のアフターサービスによる費用の支出に備えるため、売上高を基準として過去の実績率に基づいて計上しております。

また、個別に発生額を見積もることができる費用については、当該金額を計上しております。

(3) 事業構造改善引当金

事業構造改革に伴い発生する費用に備えるため、当該発生見込額を計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、関係会社に対する投資額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

## 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

### 3. [表示方法の変更に関する注記]

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

### 4. [会計上の見積りに関する注記]

#### 1. 貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した額

貸倒引当金	5,994 百万円
関係会社事業損失引当金	419 百万円

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

子会社の債務超過額を親会社が最終的に負担することが予測されるため、子会社の債務超過額を貸倒引当金又は関係会社事業損失引当金として計上しております。まず、子会社に対して保有する債権額と債務超過額を比較して、いずれか少ない額まで貸倒引当金を計上しております。次に、債務超過負担額が残る場合には、関係会社事業損失引当金を計上しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響は、子会社の業績によって大きく左右されます。市場環境の変化、事業譲渡等、原材料の供給・製造の安定及び新型コロナウイルス感染症によって業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 2. 投資有価証券の評価

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した額

投資有価証券	513 百万円
--------	---------

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

保有する有価証券につき、その価値が取得価額に比べて著しく下落している場合には、減損処理を行っております。

翌事業年度の計算書類に与える影響は、発行会社の財政状態等に大きく左右されます。市況悪化または投資先の業績不振等により、さらなる減損処理が必要となる可能性があります。

## 5. [貸借対照表に関する注記]

### 1. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 2,308 百万円

短期金銭債務 3,833 百万円

### 2. 有形固定資産減価償却累計額 557 百万円

### 3. 担保に供している資産および担保に係る債務

#### 担保資産

投資有価証券 220 百万円

計 220 百万円

#### 担保対応債務

買掛金 374 百万円

未払金 98 百万円

計 472 百万円

## 6. [損益計算書に関する注記]

### 関係会社との取引高

#### (1) 営業取引

売上高 1,287 百万円

仕入高 1,850 百万円

その他 187 百万円

#### (2) 営業取引以外の取引

受取利息及び配当金 8 百万円

支払利息 14 百万円

その他営業外収入 1 百万円

その他営業外費用 36 百万円

## 7. [株主資本等変動計算書に関する注記]

### 自己株式に関する事項

#### 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 94,161 株

## 8. [税効果会計に関する注記]

繰延税金資産の発生の主な原因は繰越欠損金等であり、繰延税金資産の全額に対して評価性引当額を設定しております。

## 9. [関連当事者との取引に関する注記]

### 1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	オンキヨー&バイオニアマ ーケティングジャパン㈱	(所有) 直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付け 貸付金の返済 製品売上 (注) 1-①	703 2,117 493	関係会社短期貸付金 (注) ⑥ 売掛金 (注) ⑥	128 161
	オンキヨー&バイオニア㈱ (注) 2	(所有) 直接 100%	役員の兼任 資金の貸付 経営管理	資金の貸付け 貸付金の返済 賃料、保険料、ロイヤルティ等立替 経営指導料の收受 (注) 1-④ 製品仕入 (注) 1-①	2,596 267 275 442 23		
	オンキヨーサウンド㈱ (注) 3	(所有) 直接 100%	役員の兼任 資金の貸付 経営管理	資金の貸付け 貸付金の返済 賃料、給与、決済等の立替 経営指導料の收受 (注) 1-④ 開発費用の支払	1,360 736 472 192 22	関係会社短期貸付金 (注) ⑥ 立替金 (注) ⑥ 売掛金 (注) ⑥ 未払金 (注) ⑥	624 70 34 435
	オンキヨー㈱ (注) 3	(所有) 直接 100%	役員の兼任 資金の借入 経営管理	資金の借入 借入金の返済 賃料、給与、決済等の立替 経営指導料の收受 (注) 1-④	669 339 115 38	関係会社短期借入金 立替金 (注) ⑥ 売掛金 (注) ⑥	330 27 7
	オンキョースポーツ㈱	(所有) 間接 85%	資金の貸付	資金の貸付け 貸付金の返済	51 8	関係会社短期貸付金 (注) ⑥	129
	Pioneer & Onkyo Europe GmbH	(所有) 間接 100%	管理業務の委託	業務委託料の支払 (注) 1-⑤	81	未払金	81
	Pioneer & Onkyo U.S.A. Corporation	(所有) 直接 100%	代理店			売掛金 (注) ⑥ 未収収益 (注) ⑥	263 348
	ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD.	(所有) 直接 100%	AV・OEM 事業製品の製造	製品仕入 (注) 1-① 株式売却に伴う債務の引受 決済代行による立替金 出向料等の受取 (注) 1-③	411 156 10 12	買掛金 未払金 立替金 (注) ⑥ 未収収益 (注) ⑥	2,630 80 815 163
	Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.	(所有) 直接 96.34%	資金の借入			関係会社短期借入金 未払金	708 53

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Onkyo China Prc	(所有)	A V 事業製品の販売	製品売上 (注) 1-①	14	未払金	57
		間接		出向料の受取 (注) 1-③	5	売掛金	107
	Guangzhou Onkyo Acoustic Corporation	(所有)	O E M 事業製品の製造	製品仕入 (注) 1-①	713	買掛金	6
		間接		ロイヤリティ収入 (注) 1-②	3	立替金 (注) ⑥	135
Shanghai Onkyo Electronics Corporation	(所有)	O E M 事業製品の製造	ロイヤリティ収入 (注) 1-②	1	立替金 (注) ⑥		
	間接		製品仕入 (注) 1-①	106			
Minda Onkyo India Private Limited	(所有)	O E M 事業製品の製造	第三者割当増資	200			
	間接		役員の兼任	利息の受取	1		
関連 会社	S&O Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.	(所有)	A V 事業製品の製造	製品仕入 (注) 1-①	372	買掛金	359
		直接					未払金 95
		39.97%				立替金 42	
	FLEXI ACOUSTICS SDN. BHD.	(所有)	O E M 事業製品の製造	製品仕入 (注) 1-①	41		
		間接					
		19.80%					

上記の金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税を含んでおります。

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

- ①製品売上・仕入については、一般の取引と同様に取引価格を決定しております。
- ②ロイヤリティについては、両社が協議して決定した契約上の料率に基づき決定しております。
- ③出向料については、出向に関する契約に基づき、出向者に係る人件費相当額を立替しております。  
また、出向料のほかに、本社からの出張応援費用の立替、輸送費の立替が含まれております。
- ④経営指導料については、業務内容および業績等を参考に交渉により取引価格を決定しております。
- ⑤業務委託料については、実績に基づき取引価格を決定しております。
- ⑥子会社に対する債権について、貸倒引当金繰入額 389 百万円および貸倒引当金 1,068 百万円を計上しております。

2. オンキヨー&パイオニア(株)は、2020年10月1日付で当社への吸収合併により、消滅会社となっております。

このため、取引金額には関連当事者であった期間の金額を記載しております。

また、所有割合は株式譲渡直前の割合を記載しております。

当社は本吸収合併により、2020年9月30日現在のオンキヨー&パイオニア(株)の期末残高を承継しております。

3. 2020年10月1日付の組織再編に伴い、オンキヨーサウンド(株)およびオンキヨー(株)は当社を分割会社とする新設分割会社となっております。

同日付でオンキヨーサウンド(株)およびオンキヨー(株)は、それぞれの事業に係る資産・負債を承継しております。

## 2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親者	オーエス・ホー ルディング(株)	(被所有) 1.80% (注)2	当社代表取締役 社長	資金の借入 第三者割当増資	223 584	未払費用	10

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

借入金の利率については、市場金利等を勘案して取引価格を決定しております。

2. 議決権の所有割合の計算には、EVO FUND との株券貸借契約に基づく貸株 7,061,300 株に対する議決権を含めております。

## 10. [1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額 △7円45銭

1株当たり当期純損失 43円21銭

(注) 当社は2020年7月22日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

## 11. [重要な後発事象に関する注記]

「連結計算書類、連結注記表、10. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

独立監査人の監査報告書

2021年8月2日

オンキヨーホームエンターテイメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 Ks Lab.

大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 八 田 和 信  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 松 岡 繁 郎  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オンキヨーホームエンターテイメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表（以下「連結計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンキヨーホームエンターテイメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2013年度より経常損失が継続しており、当連結会計年度においても4,317百万円の経常損失を計上していること、取引先に対する営業債務の支払遅延が当連結会計年度末現在で4,852百万円（前連結会計年度末6,468百万円）存在していることに加え、当連結会計年度に親会社株主に帰属する当期純損失を5,869百万円計上した結果、当連結会計年度末現在で2,345百万円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又

は状況が存在していると認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類等には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年5月26日開催の取締役会において、2021年6月25日に開催された定時株主総会の承認を得られること等を条件として、ホームAV事業の全部を譲渡することを決議し、本定時株主総会において承認を得ている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 連結計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応

じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類等の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類等の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類等に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類等の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上